

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 国民健康保険組合の規約の変更を認可した件	四九六
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件	四九八
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四九九
○ 道路の区域を変更する件二件	四九九
○ 道路の供用を開始する件二件	五〇〇
公 告	
○ 一般競争入札を行う件	五〇一
○ 福島県選挙管理委員会	
○ 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件	五〇三

## 告 示

**福島県告示第七百四十六号**  
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、福島県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更について、令和三年十一月十五日次のとおり認可した。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更事項  
組合の地区に係る事項
- 二 変更の内容  
組合の地区に宮城県仙台市を加える。

（国民健康保険課）

### 福島県告示第七百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二三四番地ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）三菱UFJリース株式会社  
代表取締役 柳井 隆博  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号  
（変更後）三菱HCキャピタル株式会社  
代表取締役 柳井 隆博  
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 三 変更した年月日  
令和三年四月一日
- 四 届出年月日  
令和三年十一月一日
- 五 届出をした者  
三菱HCキャピタル株式会社

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第七百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）いわき複合店 福島県いわき市泉第三土地区画整理地一一二街区ほか
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者

の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

三 変更した年月日

令和三年四月一日

四 届出年月日

令和三年十一月一日

五 届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年十一月十九日から令和四年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロいわき平店 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ユニクロ

山口県山口市佐山七一七番地一

(変更後) 株式会社ユニクロ

山口県山口市佐山一〇七一七番地一

三 変更した年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和三年四月一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 令和二年七月十七日

四 届出年月日

令和三年十一月一日

五 届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年十一月十九日から同年十二月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番地一

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山	郡山市逢瀬町多田野字	変更前	一三・二丁	一三七・〇

湖南線	新池下一〇番一地先から 同 市逢瀬町多田野字 新池下一四番一地先まで	変更後 一三・二 一七・五	二〇・〇 一三七・〇
-----	--	---------------------	---------------

(道路計画課)

**福島県告示第七百五十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道会津高田上三寄線	会津若松市大戸町大字 上三寄字南原七二四番 二地先から 同 市大戸町大字 上三寄字南原七五五番 地先まで	変更前 一六・〇 三四・〇 変更後 一一・八 二八・〇	一六・〇 三四・〇	四五〇・六 四五〇・六

(道路計画課)

**福島県告示第七百五十三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で令和三年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山湖南線	郡山市逢瀬町多田野字新池下一〇	令和三年十一月十九日

番一地先から 同 市逢瀬町多田野字新池下一四 番一地先まで	(道路計画課)
-------------------------------------	---------

**福島県告示第七百五十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津高田上三寄線	会津若松市大戸町大字上三寄字南 原七二四番二地先から 同 市大戸町大字上三寄字南 原七五五番地先まで	令和三年十一月十九日

(道路計画課)

公 告

**公告第229号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年11月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 金属3DプリンタⅢ 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県立ふたば未来学園高等学校

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年12月13日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年12月13日（月）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和3年11月19日（金）から同年12月13日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月29日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年11月29日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年1月7日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日（木）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Metal 3D Printer III 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 January 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 January 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。  
令和三年十一月十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変更前	介護老人保健施設さかえ ハートみらい 郡山市喜久田町字遠北四
変更後	介護老人保健施設さかえ ハートみらい 郡山市東原三丁目一二二 番地
変更年月日	令和元年十二月七日

